

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日 ①	.	.	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 $((③ \times \text{控除率}) \text{ 又は } (⑥ \times \text{控除率}))$ ⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 ②				本年分の事業所得に係る所得税額 ⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額 ③				本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$ ⑨	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事等の認定、指定又は確認を受けた日 ④	.	.	控 除 額 の 計 算	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額) ⑩	
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額 ⑤				調整前事業所得税額超過構成額 ⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額 ⑥				所得税額の特別控除額 (⑩-⑪) ⑫	

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

## 1 記載要領

(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×控除率)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、令和3年改正法附則第86条第2項に規定する平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に旧被災雇用者等に対して支給する一定の給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率) 又は」を抹消し、次の認定等を受けた個人に応じ、控除率を計算した税額控除限度額を記載します。

個人	控除率
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第1号の第1欄に掲げる個人	20/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第2号の第1欄に掲げる個人	10/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第3号の第1欄に掲げる個人	15/100
震災特例法第10条の3の3第1項の福島県知事の承認を受けた個人	20/100

(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、令和6年分特別税額控除（措法41の3の3）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉞」欄のBの金額を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3、令和3年改正法附則第86条、第87条